

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月23日 07時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市宝亀浦の前ノ島南方沖の浅所 青砂埼灯台から真方位233° 3.4海里付近 (概位 北緯33° 17.8′ 東経129° 30.5′)
事故の概要	貨物船 聖耀は、西進中、右転したところ、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年1月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 聖耀、749トン
船舶番号、船舶所有者等	142601、聖朋海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、右舷側ビルジキールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時 日出時刻：07時22分ごろ 常用薄明開始時刻：06時55分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、ほぼ満載となる管理土約2,300tを積載し、船長が操船に当たり、西方に湾入した宝亀浦の湾奥にある物揚場（以下「本件物揚場」という。）に向けて西進中、前ノ島南方沖で右転したところ、浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約4.15m、船尾約5.40mであった。 船長は、自身で操船して本件物揚場に着岸するのは初めてであった。 船長は、前任の船長から、本件物揚場に着岸する際、前ノ島周辺に浅所（以下「本件浅所」という。）があり、本件浅所を大回りして本件物揚場に着岸する針路を聞いていたが、本件浅所の位置を正確に把握しておらず、同島南方沖で右転する時機が早過ぎたと本事故後に思った。
分析	本船は、本件物揚場に向けて西進中、船長が、本件物揚場に着岸する針路を聞いていたが、本件浅所の位置を正確に把握していない中、前ノ島南方沖で右転する時機が早くなったことから、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が本件物揚場に向けて西進中、船長が、本件物揚場に着岸する針路を聞いていたが、本件浅所の位置を正確に把握していない中、前ノ島南方沖で右転する時機が早くなった

	<p>ため、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浅所付近を航行する際は、浅所の位置を正確に把握し、転舵する時機を誤らないよう適切な針路をとること。